

2019 **5**
MAY
No.492

共済だより

E-Life

長野県市町村職員共済組合

<http://www.nagano-kyosai.jp/>

P.18-19

◎ 休日はどこ行く *Nagano style*

小川村

contents

- P.2 平成31年度事業計画と予算決定
- P.5 短期給付の財政状況と特定保険料率
- P.6 7月の被扶養者資格確認調査について
- P.9 特定健康診査・特定保健指導を活用しましょう
- P.12 ジェネリック医薬品の使用割合・切替差額通知送付による削減効果
- P.14 貸付事業のご案内【住宅貸付】

表紙写真：薬師沢石張水路工

事業計画と予算決定

平成31年度事業計画及び予算が、3月4日招集の第166回組合会で議決されました。

共済組合の概況 (平成31年度末推計)

所 属 所	市 19 町 23 村 35	一部事務組合等 51	計 128	組 合 員 数	27,149 人
被 扶 養 者 数	23,864 人	任意継続組合員数	256 人	任意継続組合員被扶養者数	156 人
1人当たり平均標準報酬の月額	362,039 円 (371,869 円)				

()内は、短期給付及び福祉事業に係る額

掛金・負担金等

1 短期及び保健経理

(単位:千分率)

区 分	掛 金			負 担 金			調整 負担金	公的 負担金
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業		
	短期分	介護分		短期分	介護分			
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	48.50	7.57	1.60	48.50	7.57	1.60	0.20	0.08
市町村長組合員								
特定消防組合員								
長期一般職 組合員特別職	3.16			3.16				
市町村長長期組合員								
任意継続組合員	97.00	15.14						
特定健康診査等の負担金	組合員1人当たり 247円							

2 厚生年金保険経理

(単位:千分率)

区 分	保険料	保険料率の内訳		公的 負担金
		組合員 保険料	負担金	
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	183.00	91.50	91.50	39.7
市町村長組合員				
特定消防組合員				
長期一般職 組合員特別職				
市町村長長期組合員				
継続長期組合員				

(注1)70歳未満の組合員が納付対象となります。

(注2)長期組合員・市町村長長期組合員は、65歳以上70歳未満で一定の障害があることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた組合員のみ納付対象となります。

3 退職等年金経理

(単位:千分率)

区 分	掛 金	負 担 金
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	7.5	7.5
市町村長組合員		
特定消防組合員		
長期一般職 組合員特別職		
市町村長長期組合員		
継続長期組合員		

4 経過的長期経理

(単位:千分率)

区 分	公務等給付に係る負担金
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	0.1098
市町村長組合員	0.1098
特定消防組合員	
長期一般職 組合員特別職	
市町村長長期組合員	
継続長期組合員	

5 追加費用率

(単位:千分率)

	厚生年金分	経過的長期給付分
長野市	15.5	1.3
松本市・上田市	15.4	1.2
岡谷市・飯田市	15.7	1.3
諏訪市	16.6	1.3
上記以外	15.4	1.2

6 業務経理

組合員1人当たり 17,500円

各経理の収支予定

(単位:千円)

経理名	区 分	収 入	支 出	当期利益金 (△当期損失金)	利益剰余金 (△欠損金)
短期経理		19,416,370	19,227,596	188,774	2,417,173
厚生年金保険経理		36,250,097	36,250,097	0	0
退職等年金経理		2,316,052	2,316,052	0	0
経過的長期経理		166,611	166,611	0	0
退職等年金預託金管理経理		3,496	3,496	0	0
経過的長期預託金管理経理		1,824	1,824	0	0
業務経理		524,550	524,525	25	281,967
保健経理		576,135	685,673	△109,538	1,088,633
宿泊経理		0	57,786	△57,786	0
貸付経理		13,633	14,597	△964	688,828
物資経理		27,144	35,186	△8,042	219,136



短期経理

短期給付財源率…据え置き 97.00%
介護保険財源率…引き上げ 15.14%

短期給付は、医療給付費や高齢者医療制度への納付金等に必要な費用を賄うため、組合員からの掛金及び地方公共団体からの負担金等を財源としています。

支出については、医療給付費、高齢者医療制度への納付金等とともに減少が見込まれますが、全国市町村職員共済組合連合会育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業拠出金の増加が見込まれ、支出全体では、増加が見込まれます。

収入については、標準報酬の月額等の増額により掛金・負担金等の増加が見込まれるため、短期給付財源率を97.00%に据え置きました。

介護保険は、介護給付費納付金が増加することが見込まれるため、介護保険財源率を13.80%から15.14%に引き上げました。

厚生年金保険経理

厚生年金の組合員保険料・負担金、基礎年金拠出金に要する費用の公的負担金等に関する経理で、70歳未満の組合員の方が納付対象となります。

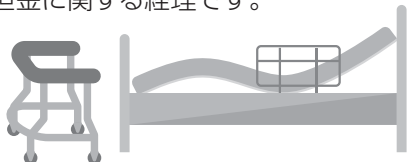
退職等年金経理

「退職等年金給付」(新3階部分)に係る掛金・負担金に関する経理です。

保険料率は地方公務員共済組合連合会の定款で定められ、上限は1.5%(労使折半)となります。

経過的長期経理

平成27年9月以前に決定された公務による障害・遺族年金等の負担金に関する経理です。



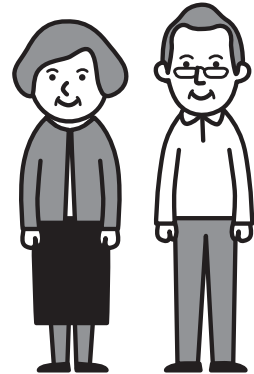
退職等年金預託金管理経理

貸付経理への貸付金を
管理運用

この経理は、全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理(年金資金)からの預託(借入)を受け、貸付経理への長期貸付金に係る預託金の管理運用を行います。

貸付経理への長期貸付金に係る資金については、退職等年金預託金管理経理からの貸付を基本としますが、全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理に十分な資金がないことから、経過的長期預託金管理経理を併用して、退職等年金預託金管理経理からの貸付に移行します。

平成31年度末における資産総額は、貸付経理への長期貸付金と預金を合わせて約3億7千万円を見込んでいます。



経過的長期預託金管理経理

貸付経理への
貸付金・縁故地方債を管理運用

この経理は、全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理(年金資金)からの預託(借入)を受け、縁故地方債の引受け及び貸付経理への長期貸付金に係る預託金の管理運用を行います。

貸付経理への長期貸付金に係る資金については、経過的長期預託金管理経理から退職等年金預託金管理経理へ移行されます。

平成31年度末における資産総額は、縁故地方債と預金を合わせて約9千万円を見込んでいます。

業務経理

組合員1人当たり
事務費負担金……17,500円

共済組合の事業に必要な人件費、その他短期給付・長期給付等、組合運営に必要な諸経費は、地方公共団体からの事務費負担のほか、短期経理及び厚生年金保険経理・経過的長期経理からの繰入れによって賄うことになっています。

平成31年度の組合員1人当たりの事務費負担金は、年額17,500円となります。

内訳として、地方公共団体からの事務費負担額は11,750円、短期経理からの繰入額が2,275円、厚生年金保険経理・経過的長期経理からの繰入額が3,475円となります。

引き続き事務処理の効率化に努め、業務運営に当たり、経費節減を図ってまいります。



保健経理

特定健康診査の受診、
特定保健指導の利用をお願いします。

保健経理では、組合員及び被扶養者のみなさんの健康保持・増進のための、人間ドックなどの各種検診助成を行っています。

また、被扶養者の方の特定健康診査費用や、特定保健指導該当となった方の指導費用を全額負担するなど、利用しやすい環境づくりに努めております。

みなさんご自身とご家族の健康のために、積極的にご利用ください。

貸付経理

貸付事業をご利用ください。

貸付事業では、組合員のみなさんが必要とされる資金の貸付を行っています。住宅の新築、購入、修理等の費用、自動車や電化製品等の購入費用、入学や修学に係る費用等、それぞれの用途に応じて資金を借り入れることができます。

償還は給与からの控除となりますので手間がかかりませんし、償還の途中で元金の残高の一部又は全部を手数料なしで償還することもできます。

住宅資金を借り入れる場合、抵当権を設定する必要もありませんので、新築等をご検討の方は、是非ご利用ください。

今年度の貸付スケジュールや利率等は、15ページの案内をご覧ください。

物資経理

平成31年度「ライフサポート年金」の
更新・新規加入の募集を行います。

遺族年金補完事業「ライフサポート年金」は、組合員及びその配偶者が万一(死亡・高度障害)となった場合にその遺族等に一定期間年金方式で保険金を支給することにより、公的遺族年金を補完し、生活安定や子供の教育費確保に寄与することを目的としています。

死亡・高度障害の保障のほか、附加制度として特定疾病保険金を給付する「重病克服支援プラン」、退職後も継続できる「退職後継続プラン」があります。

スケールメリットにより、少ない保険料で大きな保障がありますので、多くの組合員のみなさんにご加入いただくことで安定した事業を行うことができます。

また、標準生命表の改定により、昨年度からライフサポート年金の掛金が引き下げられています。この機会にコースの見直しや新規のご加入をご検討ください。

平成31年度(平成31年10月1日から1年間の保障)の更新、募集については、裏表紙をご覧ください。

短期給付の財政状況と特定保険料率

【短期給付の収支は当期利益金が見込まれます】

短期給付の収支状況は、平成30年度末推計で5億5,139万円の当期利益金が生じ、利益剰余金が21億9,308万円と推計されました。

平成31年度は、負担金・掛金154億4,768万円など収入全体で177億4,505万円が見込まれ、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金74億7,171万円など、支出全体で175億5,807万円が見込まれます。

これにより1億8,698万円の当期利益金が生じ、利益剰余金は前年度と合わせ23億8,006万円が見込まれます。

平成31年度利益剰余金の内訳

欠損金補てん積立金
6億6,714万円

将来の欠損金の補てんに充てるための法定積立金。当該事業年度以前3事業年度における短期給付の平均請求額の10%に相当する金額。



短期積立金
17億1,292万円

毎事業年度における決算上の利益剰余金。



組合員と被扶養者のみなさんには、短期給付の支出増加によるご負担をおかけしますが、生活習慣改善による疾病予防、特定健診の受診、保健指導の利用やジェネリック医薬品の活用等による医療費の抑制に一層のご協力をお願いします。

高齢者医療制度の納付金等に係る特定保険料率は

▶ **46.89%**

特定保険料率とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、病床転換支援金に充てるための保険料率のことです。(右図)

これは、組合員のみなさんから掛金等でご負担いただく短期財源のうち、約50%が高齢者医療を支えるための支出となっているということになります。

高齢者医療制度の納付金等と財源率・特定保険料率の推移

(単位:千円)

	27年度	28年度	29年度	30年度 (推計)	31年度 (推計)
老人保健拠出金	86	67	43	0	0
退職者給付拠出金	308,077	185,400	183,387	28,919	△ 24,874
前期高齢者納付金	4,057,308	3,719,753	3,976,691	4,340,000	4,039,908
後期高齢者支援金	2,997,955	2,971,202	3,148,215	3,274,231	3,431,807
病床転換支援金	0	17	17	18	17
計	7,363,426	6,876,439	7,308,353	7,643,168	7,446,858
(対前年度 増△減)	(200,560)	(△ 486,987)	(431,914)	(334,815)	(△ 196,310)
財 源 率 (%)	90.80	90.80	97.00	97.00	97.00
特定保険料率 (%)	45.67	42.66	46.37	48.21	46.89

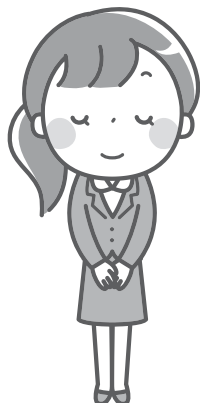
年々増加している後期高齢者支援金は、加算・減算について、特定健診・保健指導や予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブ(減算)をより重視する仕組みに見直されています。

なお、支援金のインセンティブについては、特定健診・保健指導の実施率に加え、保健指導の対象者割合の減少幅、がん検診・歯科健診、糖尿病等の重症化予防の取組、後発医薬品の使用促進の取組、事業主との連携等の指標で総合的に評価が行われます。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

7月の被扶養者資格確認調査について



ご理解とご協力をお願いします

共済組合では、現在被扶養者として認定されている方の扶養の状況や収入などが、引き続き被扶養者の認定基準に該当しているか、資格確認調査を順次実施しています。

7月1日基準日の調査対象被扶養者がいる組合員の方には、所属所経由で「被扶養者調査回答・申告書」を6月末にお送りしますので、必要書類を添えて共済組合担当課へ提出していただきますようお願いします。

また、調査とは別に新規被扶養者の認定を受けようとする方は、認定事由発生日から30日以内に、「被扶養者申告書」に必要な書類を添えて提出してください。

収入額の確認に必要な書類



被扶養者の認定基準である収入額は、年額130万円未満(障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円未満)、給与収入の場合は月額108,334円未満(障害年金受給者等は15万円未満)となります。

* 所得証明書など収入額の詳細が確認できる書類。

(「被扶養者調査回答・申告書」の同意欄に署名いただいた場合は所得証明書の添付は省略できます。)

* 提出できるよう各書類の保管をお願いします。

- ・給与収入がある……………給与支払等証明書(共済組合所定の用紙)、毎月の給与明細書、雇用契約書など
- ・年金受給がある……………最新の支給額が確認できる年金決定又は改定通知書の写しなど
- ・事業・農業・不動産等収入がある^(注)……………最新の確定申告書・収支内訳書の写しなど

(注)事業所得では収入判断の際、必要経費として認める経費を控除した金額が所得額となります。(下表参照) なお、記載のない経費については所属所等と協議の上、認否を決定します。

1 一般事業用

認める経費	認めない経費
売上原価(仕入)	減価償却費
給料・賃金	貸倒金
光熱給水費	借入金利子
修繕費	租税公課
消耗品費	損害保険料
地代家賃*	旅費・交通費
	通信費
	接待交際費
	福利厚生費
	広告宣伝費
	運搬費

*地代家賃は家計消費分と事業所分とが明確に区分されている場合(店舗と自宅が別)のみ認める。

2 農業収入用

認める経費		認めない経費
小作料・賃借料	農業衛生費	減価償却費
種苗費	諸材料費	利子割引料
素畜費	修繕費	租税公課
肥料費	動力光熱費	農業共済掛金
飼料費	土地改良費	
農具費		



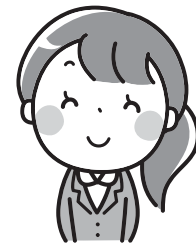
生計維持関係の確認に必要な書類



平成30年10月1日から、同一世帯に属していない場合の生計維持関係の確認(送金事実と送金額)については、書類の添付を求め確認することとなりました。

仕送りの方法が、現金手渡し等、書類で確認できない場合は、被扶養者として認められないため、書類で確認できる振込みや送金による仕送りとしてください。(「共済だより2019年1月号」(No.491) 16～17ページ参照)

	組合員と調査対象被扶養者が同一世帯である場合	組合員と調査対象被扶養者が同一世帯に属していない場合
扶養手当の支給あり	○各所属所の共済組合担当課において公的証明書等で確認がされている場合には、身分関係の確認書類は省略できます。	○世帯全員分の住民票謄本の写し ○同一世帯に属する全員分の次の書類 ①所得証明書 ②収入に応じた確認書類
扶養手当の支給なし	○世帯全員分の住民票謄本の写し	
送金事実と仕送り額の確認書類		仕送りが振込みの場合 ○預金通帳の写し(振込者、振込先の者及び振込額の全てが確認できるもの)
		仕送りが送金の場合 ○現金書留の控え(写しを含む)



●被扶養者認定が取消しとなる場合には、取消申告をしてください。

被扶養者として認定されていた方の状況が変わり、次に該当する場合は、被扶養者の認定が取消しとなりますので、被扶養者認定取消しの手続きをしてください。

- *別居している被扶養者への仕送り額の減少等により、生計を維持する関係でなくなった。
- *被扶養者が就職等により健康保険等の被保険者又は組合員等となった。



平成28年10月1日から健康保険の適用が拡大されたことにより、年収130万円未満の方であっても、健康保険制度に加入している場合があります。

被扶養者の方がパートや臨時職員等として就労している場合は、今一度、就労先の健康保険制度に加入されていないかの確認をお願いします。

また、健康保険制度に加入したが、何らかの事情により、短期間で健康保険制度を脱退される(されている)場合も被扶養者認定取消しの手続きを忘れずに行ってください。

手続きが遅れてしまった場合、取消しはさかのぼって行われますが、再認定は、申請のあった日からの認定となり、被扶養配偶者について国民年金制度未加入期間が発生する場合がありますのでご注意ください。

- *被扶養者の恒常的な収入(年金、給与、賃金、事業、利子、配当等全ての収入が対象)が130万円(又は180万円)以上と見込まれる(なった)。
- *被扶養者の給与の月収が108,334円(130万円÷12月)以上と見込まれる(なった)。臨時及びパート等で月の収入が一定していない被扶養者は、3か月の平均給料が108,334円以上となった。



所得税法上非課税扱いの通勤手当、障害及び遺族の年金も収入となり、賞与等の一時金については、1年間分を12等分して各月の給与額に加算した額を月額にみなします。

- *被扶養者が180万円以上の年金を受給するようになった、又は受給している年金が増額され、180万円以上となった。
- *収入基準額が180万円未満に該当する方については、年金と給与を合算した月収が15万円(180万円÷12月)以上となった。臨時及びパート等で月の収入が一定していない被扶養者は、3か月の平均給与が15万円以上となった。
- *同居要件の被扶養者(義父母等)と別居することとなった。
- *被扶養者が後期高齢者医療広域連合の障害の認定を受けた。
- *結婚などで他の方の被扶養者になった。
- *被扶養者と組合員本人が離婚又は離縁した。
- *被扶養者が死亡した。
- *基準額以上の雇用保険の基本手当や再就職手当を受給した。



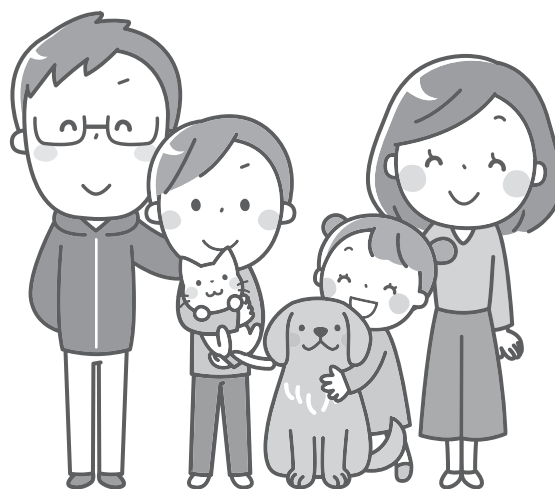
失業給付の日額が3,612円以上の給付を受けることとなった(認定基準収入額が180万円未満の方の場合は、年金と失業給付などの合算額が日額5,000円以上となった)場合は、認定取消となります。

◎被扶養者の取消申告が遅れた場合

被扶養者の資格を取消事由発生日までさかのぼって取り消すこととなります。

もし、取消日以降に医療機関等で受診していた場合には、共済組合で負担した金額を全額返還していただきます。(総医療費の7割分、高額療養費など)

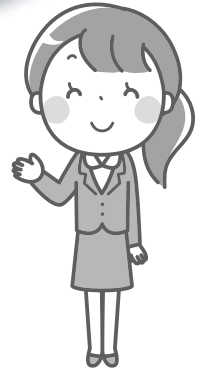
このような事態を避けるためにも、日頃から被扶養者の所得等の把握について十分にご注意ください。



お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

特定健康診査・特定保健指導を 活用しましょう



特定健康診査は、生活習慣病の増加を防ぐために国が定めた健康診査で、40歳から75歳未満の方が対象となります。健診の結果、特定保健指導の対象となった方は、生活習慣改善のための保健指導を受けてください。

特定健康診査

検査項目となるのは、腹囲、BMI、血圧、脂質、血糖のほか、喫煙の有無などもチェック項目となります。

●受診方法

組合員

職場の健康診断や人間ドックの結果を共済組合が受領することで、特定健康診査を受診したことになります。

被扶養者

共済組合が5月に送付する「特定健康診査受診券」で、無料で受診できます。共済組合が委託した医療機関や、市町村の住民健診などで受診できますが、詳しくは受診券と併せて送付の「特定健康診査、特定保健指導のご案内」でご確認ください。

特定健診でチェックされる検査数値はコレ！

1 **腹囲*** ●男性 /85cm以上
(おへそまわり) ●女性 /90cm以上
----- 又は -----
BMI 25以上
*「腹囲」は息を吐いた状態で、おへその高さで測定します。



2 **血圧** ●収縮期血圧130mmHg以上
●拡張期血圧85mmHg以上
のいずれか又は両方

3 **脂質** ●中性脂肪150mg /dℓ以上
●HDL コレステロール40mg /dℓ未満
のいずれか又は両方

4 **血糖*** ●空腹時血糖又は
随時血糖100mg /dℓ以上
●HbA1c (NGSP 値)5.6%以上
のいずれか又は両方

*日本内科学会等内科系8学会によるメタボリックシンドロームの診断基準とは異なります。

特定保健指導

特定健康診査の結果、保健指導レベルに該当した方には、「特定保健指導利用券」を自宅に送付します。保健指導は、共済組合が委託している保健指導機関のICT面談、個別訪問型面談や契約実施機関等で受けることができます。実施機関については、利用券送付時にご案内します。保健指導に係る費用は、全額共済組合が負担します。

特定保健指導では、メタボのリスクに応じて、動機付け支援と積極的支援のいずれかのプログラムを受けます。

動機付け支援

メタボ一歩手前の方に

面接	個別又はグループでの面接が行われ、専門家の支援のもと、今後の目標を立てます。
3か月以上経過後	健康状態や生活習慣の確認が行われます。

積極的支援

メタボのリスクが高い方に

初回面接	個別又はグループでの面接で、専門家の指導のもと、今後の目標を立てます。
3か月以上の継続的支援	面接や実習、電話やメールなどで、専門家による支援が3か月以上行われます。
継続的支援終了後	健康状態や生活習慣の確認が行われます。

みなさんの医療費は!?

医療費統計 vol.50 医療費の動向について

共済組合では、平成29年度に第2期データヘルス計画を策定し平成30年度から実施していますが、計画の立案に際して、共済組合の現状を把握するために、平成24年度以降のレセプト(診療報酬明細書)を使用してデータ分析を行いました。今回は、その医療費に関する分析結果についてお知らせします。

1 総医療費の経年変化

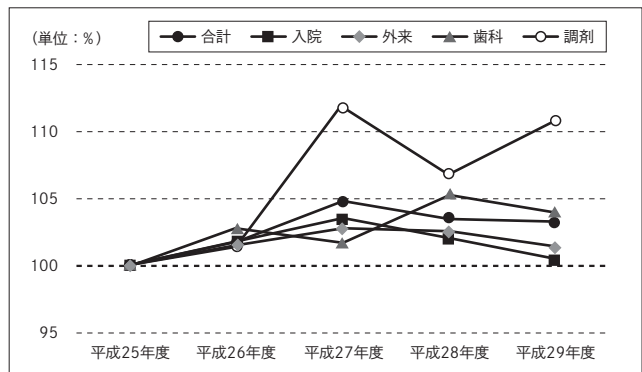
総医療費の変化を平成25年度から診療区分別にみると、総医療費全体では、平成27年度をピークにほぼ横ばいになっています。診療区分別では、入院と外来が平成27年度をピークに減少傾向、歯科と調剤は平成26年度以降から上昇傾向にあります。

● 総医療費の経年変化

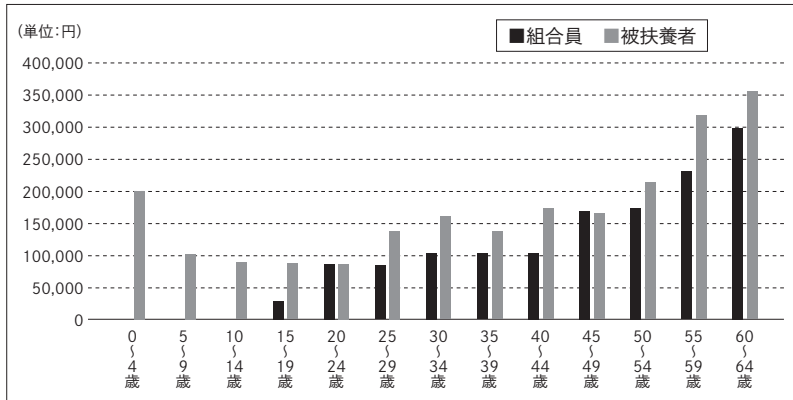
(単位:千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	7,252,192	7,371,829	7,589,363	7,507,155	7,482,979
入院	2,159,959	2,199,291	2,234,383	2,204,156	2,169,131
外来	2,969,165	3,013,025	3,053,107	3,045,650	3,009,206
歯科	712,296	730,497	724,216	750,511	740,895
調剤	1,410,771	1,429,016	1,577,657	1,506,838	1,563,747

● 平成25年度を100とした総医療費の推移

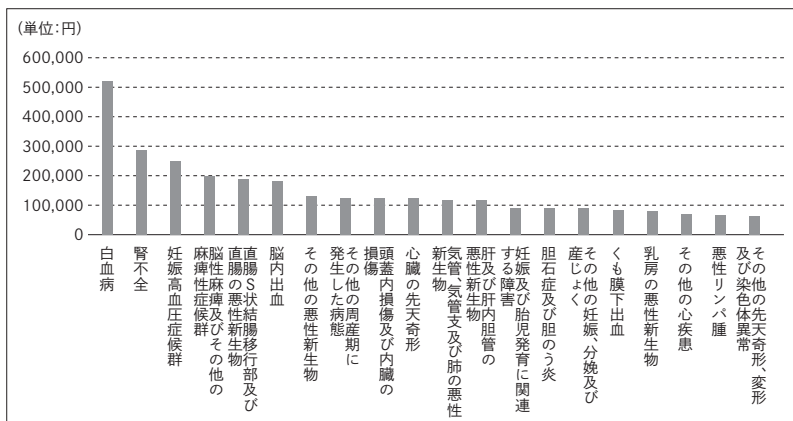


2 年齢階層別1人当たり医療費の状況(平成29年度)



平成29年度の1人当たり医療費を年齢階層別にみると、組合員は45歳以降急激に高くなり、被扶養者は20歳代の比較的若い段階から高くなる傾向があります。そのため、若い世代のうちから、健康を意識した生活習慣を心掛けていただきますようお願いいたします。

3 1件当たり医療費(平成29年度 上位20位疾病)



平成29年度の1件当たり医療費(治療費が高い疾病)をみると、白血病が最も高く、次いで腎不全が高くなっています。その他生活習慣病が重症化した疾病(脳内出血など)が上位にありますので、各種検診を利用し、早期発見・早期治療を心掛け重症化する前に適正な診療を受けましょう。

お問い合わせ

医療福祉課

医療担当

TEL 026-217-5651

ジェネリック医薬品に替えてみませんか？

ジェネリック医薬品は、個人の医療費負担軽減はもとより、国民医療費全体の負担を軽減できるお薬です。

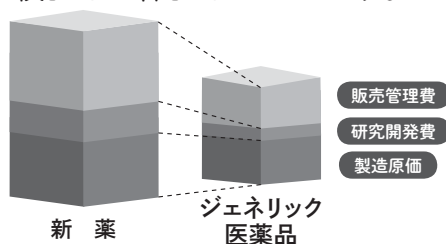


Q. 1 ジェネリック医薬品ってどんな薬？

「先発医薬品(新薬)と同じ有効成分を含み、同等の効き目がある」と認められた薬で、先発医薬品に比べ低価格です。

Q. 2 安くなっても効き目や安全性は心配ないの？

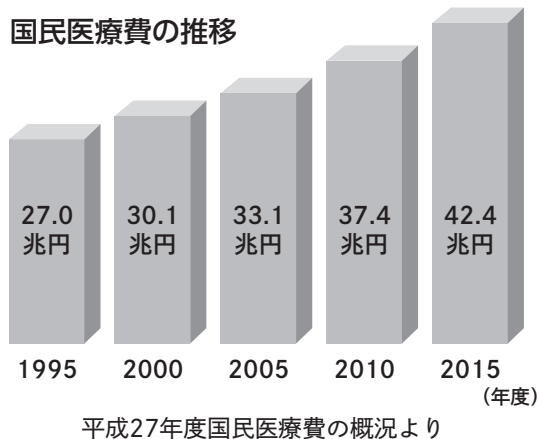
先発医薬品に比べ、開発・研究に必要な時間や費用がかからないため安価ですが、有効性や安全性は十分に検証され保証されています。



安くても品質は変わりません。ジェネリック医薬品のことは医師・歯科医師・薬剤師に、ご相談ください。

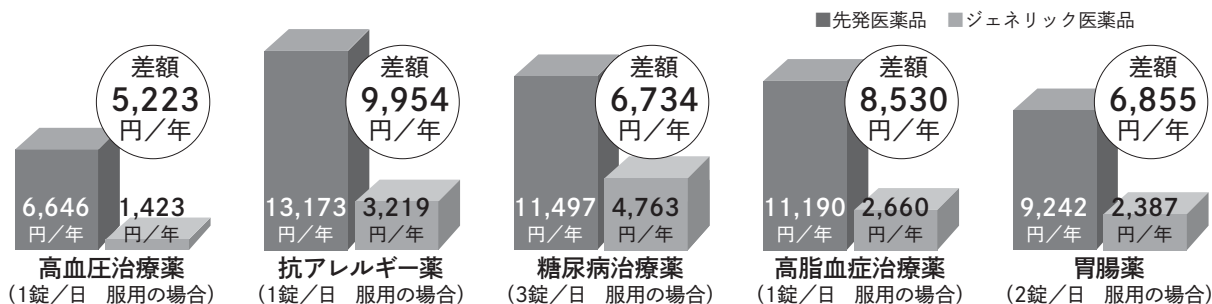
Q. 3 どうして国はジェネリック医薬品の使用をすすめているの？

高齢化により増加する国民医療費を節約し、限られた医療費資源を将来の世代へ繋げるためです。



窓口で支払う薬代はどのくらい違うの？

先発医薬品とジェネリック医薬品の自己負担額シミュレーション(自己負担3割の場合)



- 標記している金額は、標準的に使用される医薬品を元に試算した参考例です。(調剤技術料は含まれません。) 対象疾患の治療薬であっても様々な価格の医薬品があり、また、価格は定期的に見直されています。詳しくは薬剤師におたずねください。
- 長期間服用する医薬品や価格の高い医薬品、また、たくさんの医薬品を服用している方は、ジェネリック医薬品に替えることで窓口での支払いの節約効果がより大きくなります。

資料提供:長野県健康福祉部薬事管理課

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ジェネリック医薬品の使用割合・切替差額通知送付による削減効果

平成30年におけるジェネリック医薬品の使用割合・切替差額通知送付による削減効果についてお知らせします。

政府の方針では、医薬品に係る国民負担の軽減に向けて、ジェネリック医薬品の使用割合の目標を80%と掲げ、公務員共済組合の率先使用を求めています。

共済組合においても、ジェネリック医薬品切替差額通知を実施して、使用促進の啓発に努めてまいりました。医療費の増加を抑制する対策の一つとして、ジェネリック医薬品の使用促進に引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



1 ジェネリック医薬品の使用割合

平成30年1月～12月診療分の医薬品のうち、ジェネリック医薬品が占める割合の推移についてお知らせします。

▼ジェネリック医薬品の使用割合

年月	使用割合 (単位: %)		
	組合員	被扶養者	全体
平成30年 1月	77.40	73.10	75.58
平成30年 2月	78.10	73.25	76.09
平成30年 3月	79.18	72.42	76.22
平成30年 4月	78.64	73.07	76.25
平成30年 5月	79.86	72.62	76.75
平成30年 6月	79.20	73.97	76.99
平成30年 7月	78.76	73.51	76.66
平成30年 8月	79.11	74.29	77.10
平成30年 9月	79.77	73.41	77.14
平成30年10月	80.99	75.62	78.69
平成30年11月	80.46	76.45	78.74
平成30年12月	81.14	75.92	78.94

使用割合は、全体的に上昇傾向にあり、組合員の使用割合については、目標の80%に達した月もありました。被扶養者の使用割合は、組合員の使用割合に比べると低い状況ではありますが、上昇傾向にあります。



2 ジェネリック医薬品切替差額通知の送付による削減効果

「ジェネリック医薬品切替差額通知」は、ジェネリック医薬品へ切り替えたことにより、どのくらい医療費が削減されるかをお知らせするための通知で、平成29年1月～12月診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」は、平成29年7月、11月及び平成30年3月に対象者に送付しています。

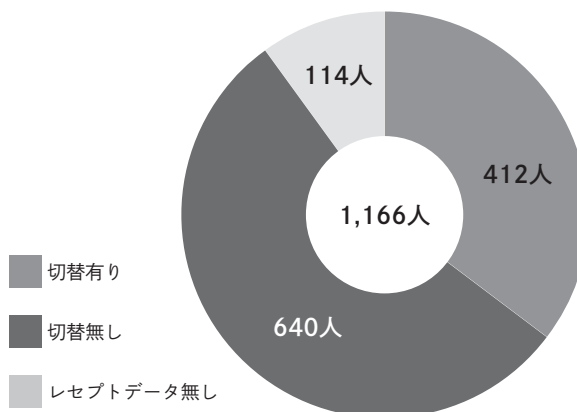
平成29年診療分の送付対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服用している20歳以上の組合員及びその被扶養者で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が300円以上見込まれる方を対象に送付しています。



◆ 切替人数の割合

右の円グラフは、平成29年診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」を送付された対象者のうち、平成30年1月～12月中に新たにジェネリック医薬品の使用が確認できた人数の割合です。



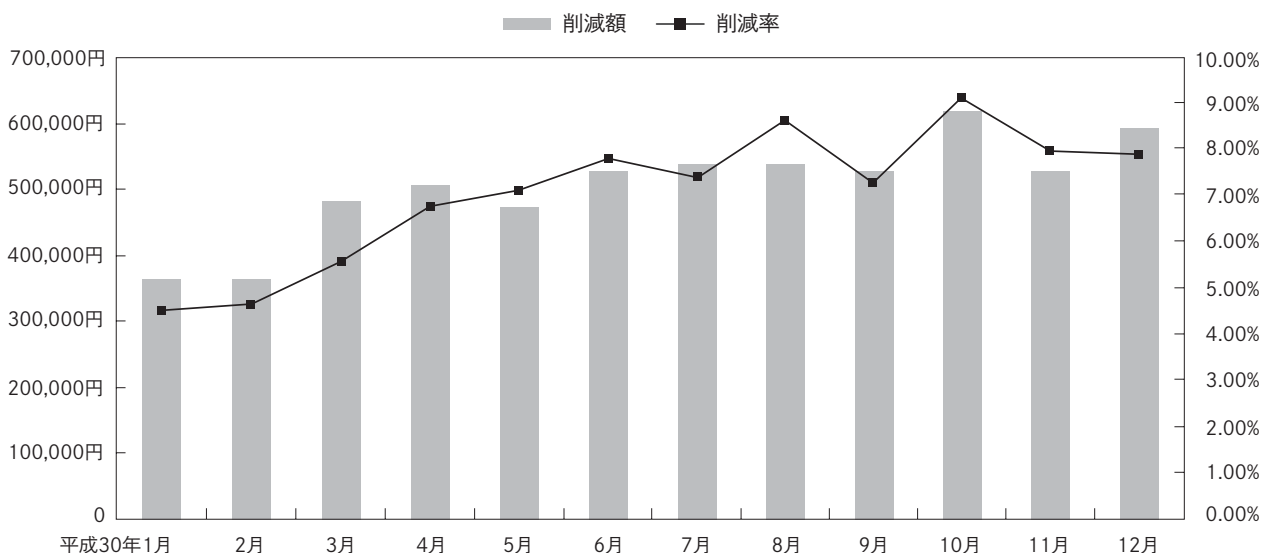
◆ 削減効果

次のグラフは、平成29年診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」を送付された対象者が、平成30年1月～12月にジェネリック医薬品に切り替えたことによる薬剤費の削減効果を示したもので、1年間で約603万円が削減されました。

※削減額の定義：「切り替えたジェネリックの薬剤費」と「切り替えたジェネリックが先発品だった場合の薬剤費」の差額

削減額等の推移

	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
削減額(円)	360,452	362,963	482,264	504,499	469,967	525,693	534,530	535,228	520,753	615,206	524,987	589,913	6,026,455
削減率(%)	4.50	4.60	5.55	6.75	7.08	7.77	7.39	8.66	7.22	9.09	7.96	7.85	6.93



お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

貸付事業のご案内

住宅新築や
リフォームなどに

住宅貸付

抵当権設定不要!

手数料・保証料不要!!

住宅貸付では、住宅の新築、増改築、修理等に対して貸付を行っています。
既に共済組合の住宅貸付を利用されている方も、限度額の範囲内であれば再貸付ができます。
新築やリフォームなどで資金が必要な際は、是非ご利用ください。

貸付事由

- 自己の用に供するための住宅を新築、増築、改築、修理、若しくは購入する場合。
- 住宅の敷地を購入する場合。

貸付限度額

- 次の計算により算出した額となります。

申込時の給料月額 × 次に掲げる組合員期間の区分に応じた月数

組合員期間が	1年以上 6年未満の場合	➡	7月
//	6年以上 11年未満の場合	➡	15月
//	11年以上 16年未満の場合	➡	22月
//	16年以上 20年未満の場合	➡	28月
//	20年以上 25年未満の場合	➡	43月
//	25年以上 30年未満の場合	➡	60月
//	30年以上の場合	➡	69月

*上記算定金額が1,800万円を超える場合は、1,800万円となります。

*上記算定金額が次の組合員期間に応じた金額に満たない場合は、当該金額まで貸付が受けられます。

組合員期間が	3年未満の場合	➡	100万円
//	3年以上 7年未満の場合	➡	400万円
//	7年以上 12年未満の場合	➡	700万円
//	12年以上 17年未満の場合	➡	900万円
//	17年以上の場合	➡	1,100万円



貸付利率

- 年1.26% (2019年5月1日現在)
- ・貸付利率は、退職等年金給付の「基準利率」に応じて変動します。

申込み手続

- 借入れ希望月の前月末日までに申込みしてください。
- 申込み書類は、次のとおりです。
 - ①貸付申込書(所属所の共済組合担当課に用意してあります。)
 - ②印鑑登録証明書
 - ③金融機関等の弁済額の確認できる書類
 - ・住宅ローン申込書、融資決定通知書、償還表などの写し
 - ④申込時の給料月額の確認できる書類
 - ・人事通知書、辞令、人事記録簿、給料明細などの写し
 - ⑤住宅の借入事由に応じた<表1>の書類

<表1>借入事由に応じた書類

事由	添付書類	工事請負契約書の写し	工事費用見積書(※1)	建築確認通知書の写し又は工事届の写し	平面図(※2)	売買契約書の写し	建築確認書(様式第2号)
住宅	新築	○	○	○	○		
	増築・改築	○	○	○	○		
	修理・修築・改装	○	○		○		
	購入				○	○	
土地	購入(※3)				○	○	○
	補修(※3)	○	○		○		
	住宅・敷地購入				○	○	

※1 住宅貸付と合わせて在宅介護対応住宅貸付を申し込むときは、介護対応部分の工事費用見積書も別途必要
 ※2 増築・改築の場合は、新旧の分かる図面
 敷地購入の場合は、所在図
 ※3 土地の地目が農地であるときは、農地転用許可書の写しも別途必要

<工事完了届>
 住宅貸付の対象となった不動産の購入、工事及び住宅建築が完了したときは「工事完了届」を提出いただきます。(別途、添付書類が必要となります)

貸付送金日

■貸付希望月の末日に、組合員の指定口座に送金します。

償還方法

■貸付月の翌月の給与及び賞与から天引きします。

・6月、12月は平常月の3倍の償還となります。

■希望により、全部又は一部を繰上げて償還することもできます。

注意事項

■貸付送金日以前に支払済みの費用は、貸付対象になりません。

■貸付対象の住宅には、次の要件があります。

①組合員が生活の本拠として居住する建物であること。

・車庫や倉庫等、組合員及びその家族が直接居住の用に共しない建物には貸付できません。

②増改築、修理の場合は現に居住している建物であること。

③候補物件は、通勤可能な地域内であること。

④候補物件以外に住宅等をもたないこと。

⑤店舗、旅館等営利を目的としないこと。

■償還額(*)が月収(給料月額)の100分の30、年収(給料月額の16倍)の100分の30を超えるときは貸付できません。

(*)償還額は、住宅貸付申込額における償還額、他の金融機関等からの借入分、共済組合からの既借入分における償還額を合わせた額です。

住宅貸付のほかにも、自動車等の購入やお子様の修学資金等に共済組合の貸付をご利用ください

1. 2019年度の貸付スケジュール

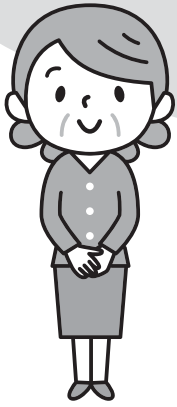
貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日	貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日
6月	28日(金)	5月31日(金)	11月	29日(金)	10月31日(木)
7月	31日(水)	6月28日(金)	12月	26日(木)	11月29日(金)
8月	30日(金)	7月31日(水)	1月	31日(金)	12月27日(金)
9月	30日(月)	8月30日(金)	2月	28日(金)	1月31日(金)
10月	31日(木)	9月30日(月)	3月	30日(月)	2月28日(金)

2. 貸付利率(2019年5月1日現在)

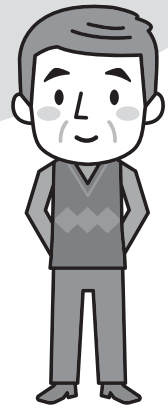
貸付種類	利率(%)	備考
普通・特別	1.26	貸付利率は、退職等年金給付の「基準利率」に応じて変動します。
住宅	1.26	
災害	0.93	
在宅介護対応住宅	1.00	

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698



70歳以上の高齢受給者の 外来療養に係る 年間の高額療養費の支給等の 取扱いについて



平成29年8月1日施行の「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第213号)」における地方公務員等共済組合法施行令の一部改正により、70歳以上の高齢受給者の外来療養に係る年間の高額療養費制度が創設され、この度、当該制度に関する申請方法を下記のとおり取扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

1 制度の概要

基準日時点(毎年7月31日)の所得区分が「一般」又は「低所得」である70歳以上の組合員及び被扶養者が計算期間(毎年8月1日～翌年7月31日)のうち外来診療に係る自己負担額が14万4千円を超えたときは、その超えた額を年間の高額療養費として支給します。

2 請求手続について

医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)に基づき計算し給付するため、原則として共済組合への申請手続は不要です。ただし、計算期間中(毎年8月1日～翌年7月31日)に医療保険者が変更となった場合は、以下の手続が必要になります。

(1) 基準日時点で共済組合の組合員である場合

外来年間合算を共済組合で支給するため、次の書類を提出してください。

- ①高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ②他の医療保険者が発行した自己負担額証明書

(2) 基準日時点で共済組合の組合員でない場合

上記(1)の①の申請書を共済組合に提出することで、「高額療養費(外来年間合算)自己負担額証明書」を交付しますので、基準日時点の医療保険者へ請求手続をしてください。



お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651



周囲の期待に応えるのに疲れた



家ではよきパートナー、よき親、よき家族として、職場では頼りになる上司や同僚として、友人付き合いではムードメーカーとして……。いつでも相手のことを考えて、頑張り過ぎていませんか。たとえ元々明るく外向きの性格だったとしても、常に自分のことを二の次にして頑張り過ぎれば誰だって疲れてしまいます。このような状況でまだ頑張ろうとしていると、疲労がストレスとなり、そのストレスがまた疲労を加速させてしまう、なんていうことも。うまくいかない状況やできない自分にイライラし、自己嫌悪に陥ってしまいがちです。

まず心掛けたいのが、疲れ切ってしまう前に、普段から頑張っている自分に適度に休息やごほうびをあげること。心のパワーが落ちているようなときは、ワイワイ騒ぐようなストレス発散法ではなく、おいしいものを食べたり、マッサージを受けたりするなど、自分をいたわるような休み方がおすすめです。へとへとになる前にケアできれば、深刻な事態に陥らないで済みます。

時には人に頼ることも大切です。人に迷惑を掛けない自分、常に気配りをする自分を保つことは立派ですが、疲れ切っているときまで一人で抱え込んでいるのは考えものです。状況に応じてサポートを求めることは、能力の一つ。「出掛けたついでにこれもお願いできる？」など、しなくてはならないことを少しずつ手放してみてもいい。気軽に引き受けてもらえることも意外と多くあるものです。

「以前は難なくできたのに」と過去の自分と比べて落ち込む必要はありません。気持ちや体調には波があつて当たり前。「今は少し疲れているのかな」と認識するだけでも、過度に落ち込むことを防ぎ、気持ちを切り替えやすくなります。また、その波を客観的に捉えられるようになれば、疲れそうときには休息を多めに取るなど、対策を立てられるようになってきます。少し先を見通せると、心にも余裕が生まれてくるはずですよ。

疲れを自覚しているなら、無理は禁物。そんなときは休むことを優先させてください。



しもぞの そうた 1959年生まれ。防衛大学校卒業後、陸上自衛隊入隊。陸上自衛隊初の心理幹部となり、陸上自衛隊衛生学校メンタルヘルス教官としてメンタルヘルス、自殺防止、カウンセリングなどの教育に携わる。2015年退官。現在は惨事ストレスに対応するメンタルレスキューインストラクターとして活躍中。『自衛隊メンタル教官が教えてきた 自信がある人になるたった1つの方法』（朝日新聞出版）など著書多数。



style
No.05

自然豊かな山々と
美しい星空に心癒される空間

小川村

長野県の北部、長野市と白馬村のほぼ中間に位置する「小川村」。人と自然が調和した山里の各所からは、雄大な北アルプス連峰を望むことができ、その景観は折り紙つき。そんな小川村の歴史・文化・レクリエーションなど、おすすめ観光スポットをご紹介します。

小川村データ(平成31年3月1日現在)

- 面積 58.11平方キロメートル
- 人口 2,521人
- 世帯数 1,061世帯



住民の熱意と陳情で築かれた

◎ 薬師沢石張水路工

昔から土砂災害に苦しんできたこの地では、明治19年から昭和29年にかけて砂防工事が行われ、人力で巨石を積み上げた水路が築かれました。現在も手入れが行き届き砂防施設として機能しており、国の登録有形文化財にも指定されています。周辺には約1.3キロメートルにわたって遊歩道が整備され、5月下旬からは一帯を1万株のアヤメが咲きほこります。

☎ 026-269-3146 (小川村教育委員会)

🏠 長野県上水内郡小川村大字稲丘



わたしの町の

信濃めしなの

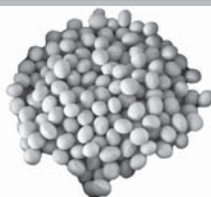
めたうまい!!

縄文おやき



昔ながらの囲炉裏端で焼くのが特徴で香ばしく仕上がります。村の縄文遺跡から炭化した穀類が出土したことが名前の由来。

西山大豆



四方を山々に囲まれた西山地域で穫れる西山大豆。栄養たっぷりで美味しい、人気のブランド大豆です。

おがわの醤油



小川村周辺「西山地域」で収穫された高品質な西山大豆を100%使い、伝統技術と杉桶仕込みでじっくり天然熟成させた逸品。

鎮守の森に厳かにたたずむ

◎ 小川神社

延喜式内社。御祭神に信濃国造りの祖神健甕名方命外二神を祀っており、申・寅年に諏訪大社とほぼ同じ方式で御柱祭が執り行われます。勇壮さときらびやかさをあわせ持つのが特徴で、北信随一のお祭りです。



電 026-269-3146 (小川村教育委員会)

住 長野県上水内郡小川村大字小根山6862

小川村の味覚が勢ぞろい

◎ 道の駅「おがわ」

「さんさん市場」では、村で採れた新鮮な農作物の直売、豆腐や醤油などの加工品が販売され、食事処「味菜」では郷土料理のおやきや地元産のそば粉を使った手打ちそばなどを堪能できます。



電 026-269-3582 (さんさん市場) / 026-269-3262 (味菜)

住 長野県上水内郡小川村大字高府1502-2

時 9:00 ~ 17:00 (さんさん市場) / 11:00 ~ 19:30 (味菜)

休 毎週火曜日、1月1日 (さんさん市場は年末年始休業)



自然と一体になれる場所

◎ 星と緑のロマンピア

大洞高原に広がるレジャー&カルチャーエリア。天文台やプラネタリウム館では星空観察を楽しめます。宿泊施設「星と緑のロマン館」では鉱泉があふれる大浴場が疲れを癒してくれます。そば打ちやおやき作りなどが体験できる「ふるさと体験館」、村の特産品を販売する「大洞地場産センター」なども併設。

電 026-269-3789 住 長野県上水内郡小川村稲丘4981

※各施設の詳しい情報はホームページをご覧ください。

<https://www.ogawaromankan.net>

3~4月にはダイヤモンド
鹿島槍が見られる!



小川村 ピックアップ

後世に残したい景観 「日本で最も美しい村」

眼前に北アルプス連峰の絶景が広がる小川村。その景観は「にほんの里100選」、「ふるさと信州風景100選」、「信州のサンセットポイント百選」に選ばれています。また、NPO法人「日本で最も美しい村」連合に加入し、山里風景の保全に努めています。

Nagano style × インタビュー

「小川村の魅力 この人に聞きました」

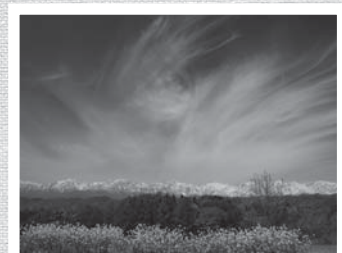
吾輩はおやキングの
みんなが遊びに
来るのを待ってるぞ!

小川村
イメージキャラクター
ゆるキャラ おやキング



絶景人気スポット 小川アルプスライン

小川村を縦断する12kmの観光ラインで、沿線各所からはふるさとの原風景と北アルプスの大展望を眺めることができるよ。春は立屋・番所の桜、夏は大洞高原、秋は紅葉と雪化粧した北アルプスが楽しめるよ。サイクリング、ドライブ、ツーリング、写真撮影や写生にもオススメ。展望広場や展望デッキから北アルプスの大展望を楽しんでね。





被扶養者認定講座

組合員証等を紛失・損傷してしまったらどうすればいいの？



組合員証を財布の中に入れていたのですが、財布ごと紛失してしまいました。近日中に医療機関で受診をしたいのですが、どのようにしたらいいですか？



「組合員証等再交付申請書」に紛失した状況等を記入いただき、所属所の共済組合担当課を経由して共済組合へ再交付の申請手続きを行ってください。

*「組合員証等再交付申請書」は共済組合ホームページ各種給付申請様式よりダウンロードできます。

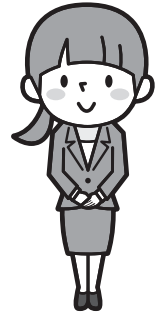
組合員証は医療機関で診療を受けるときに共済組合に加入していることを証明する重要な証です。

組合員になりすまして医療機関で「なりすまし受診」など悪用される可能性もありますので、再交付申請と同時に警察へ盗難、紛失等の届出を行っていただき、共済組合から毎年1月に配付する「医療費通知」の受診状況を確認し、受診した覚えのない記載があるときは共済組合までご連絡をお願いします。

なお、組合員証の再交付後に紛失等した組合員証が発見された場合には、速やかに再交付前の組合員証を返納していただきますようお願いします。

また、組合員証は、紙様式からカード様式に変更して10年余り経過したことにより、組合員証が損傷し、医療機関受診の際に、組合員証記号・番号が読み取れないなどのトラブルが発生している事例があります。お手元の「組合員証」や被扶養者となっている家族の「組合員被扶養者証」を確認いただき、損傷している場合は、損傷した組合員証を添えて再交付の申請手続きを行ってください。

組合員証等は紛失したからといって、クレジットカード等のように使用不能にすることができませんので、組合員証等の交付中は、組合員の自己責任において管理していただき、共済組合では、紛失等による責任は一切負いかねますので、盗難などに遭わないよう注意してください。



再交付の事例

申請事由	状況	留意事項
盗難	組合員証を入れていた財布を盗まれた	
亡失	保管場所にない 保管場所を忘れてしまった 落としてしまった 誤って破棄してしまった 火災にあってしまった	再交付後に発見されたときは、再交付前の組合員証等を返納してください。 落としてしまった又は盗難の場合は、警察に届出をしてください。
損傷	印字の一部がすれて読み取れない 組合員証の一部が欠けてしまった 組合員証のビニール部分が剥げてきた	申請のときに、損傷した組合員証等を一緒に提出してください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

退職等年金給付の「給付算定基礎額残高通知書」を送付します

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分は廃止となり、新たに退職等年金給付が創設されました。

この退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資を労使折半の保険料で積み立て、その積立額に基準利率による利息等を加えた「給付算定基礎額」をもとに給付されます。

前年度に個人が積み立てた給付算定基礎額等に関する情報を本年5月頃「給付算定基礎額残高通知書」によりお知らせします。

● インターネットで将来の年金見込額を閲覧できます ●

地共済年金情報Webサイトをご利用いただきますと、ご自身の年金見込額等(※)の年金個人情報をご自身で閲覧することができます。是非ご活用ください。

(※)年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

地共済年金情報Webサイト

検索

全国市町村職員共済組合連合会ホームページからもアクセスいただけます。

24時間365日利用可能(サーバーのメンテナンス時を除く。)

◆ご利用申込みの簡単な流れ

地共済年金情報 Web サイトにアクセス

ご利用申込み
(基礎年金番号・氏名・生年月日等を入力する)

ユーザー ID 通知書受領

ログイン

●相談窓口(Webサイト用)

全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課

☎ 03-5210-4607

[9時～17時

(土・日・祝日を除く)]



年金払い退職給付に係る財政状況(平成29年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに平成29年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>(地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ

年金課 年金担当 TEL 026-217-5607

歯科健康健診を受診しましょう！

(個人検診の受診期間は、6月1日から12月31日までです。)



共済組合では、組合員及び被扶養者の方の歯科健康診査に係る費用助成を行っています。歯科の医療費は、医療費総額(調剤を除く)のうち最も高くなっています。歯科疾病には、う蝕(虫歯)、歯肉炎を含む歯周病などがありますが、その影響は口腔内にとどまらず、全身疾患のリスクにつながる可能性もであるとされています。

1年に1度、歯科健康診査を受診し、早めの発見を心がけましょう。

歯科健康診査料助成(個人検診)の流れ

1. 検診を受ける日時を予約(検診期間は、長野県歯科医師会に所属する歯科診療所*1)
*1 長野県歯科医師会に所属する歯科診療所は、共済組合ホームページ「最新情報」で確認願います。(http://www.nagano-kyosai.jp)
2. 検診日には、組合員証(組合員被扶養者証)と歯科健康診査票*2を持参
*2 歯科健康診査票(4枚複写)は、所属所の共済組合担当課にあります。
 40歳~74歳の被扶養者の方へは、特定健診の受診券と同封し、5月にご自宅へ送付します。
3. 窓口で、検診料金2,500円のうち、30%の750円を支払う(残りの70%(1,750円)は、共済組合が負担します)

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

平成31年度開催 健康講座のご案内

組合員の方の人生設計に役立てていただくセミナーやココロとカラダを元気にしていただくことお手伝いするセミナーを開催します。

開催日時等、詳細が決まりましたら共済組合ホームページ等でお知らせします。

参加費は無料ですので、この機会に是非ご参加ください。多くの方のご参加をお待ちしています。



開催予定月	定員	セミナー内容	開催予定地	対象者
8月中	50名	健康セミナー(予定:睡眠と健康)	長野市	全組合員
9月中	50名	メンタルヘルス研修会	伊那市	管理監督者
10月中	50名	「退職準備型」ライフプランセミナー	安曇野市	50歳代の組合員及びその配偶者

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

共済組合事務担当主管課長説明会を開催

平成31年3月20日(水)長野市の長野県自治会館において、共済組合事務担当主管課長説明会を開催しました。

県下の市町村等(所属所)から52名のご出席をいただきました。

説明会の内容は次のとおりです。

- (1) 講演「所属所と共済組合におけるコラボヘルス推進について」
 東北大学大学院 医学系研究科保健学専攻
 地域ケアシステム看護学分野 津野 陽子 氏
- (2) 平成31年度事業計画等について
 - ・予算基本方針 ・基本事項等 ・業務経理等 ・長期給付事業
 - ・短期給付事業 ・保健事業 ・貸付事業 ・物資事業



お問い合わせ

総務課 庶務・企画調整担当 TEL 026-217-5600

頭の体操をしましょう！

図書カード

ご応募いただいた正解者の中から抽選で5名の方に記念品を進呈します。



漢字熟語しりとり

漢字熟語をつないでゴールまで
たどり着こう！
使わなかった漢字をつないでできる
キーワードは？

スタート



一	休	閑	地	洒	落	花	生
言	運	好	団	駄	々	必	者
一	画	計	圧	気	景	滅	多
句	読	点	心	象	風	日	矢
礼	略	策	八	中	船	工	鱈
装	置	宮	古	諸	日	蟹	場
紙	手	遷	国	島	芸	作	是
婚	式	年	定	公	園	物	理

ゴール



ルール

上下左右に隣り合う漢字をつないで二文字以上の熟語をつくります。その熟語の最後の漢字が次の熟語の頭文字になります。熟語をつないでゴールを目指しましょう。最後に使わなかった漢字をつないでキーワードをつくります。

●ななめ隣の漢字同士をつなぐことはできません。

キーワード

--	--	--	--	--

応募について

ハガキ又はEメールでご応募ください。
応募資格：組合員の方(お一人様1通まで)

Eメール soumu@nagano-kyosai.jp

応募締切 5月28日(火)当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life7月号」に掲載いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業及び広報活動に活かさせていただきます。

抽選の結果は記念品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

① 解答

② 氏名

③ 所属所(勤務先)

④ 組合員証記号番号

⑤ 共済だより5月号のご感想・ご意見やご要望など

郵便はがき
380-8586

長野市権堂町2201番地
権堂イーストプラザND
長野県市町村職員共済組合
総務課

1月号の解答

1カ	ン	2 ^B シ	3	4テ	ン	5キ
キ	6マ	ン	7 ^D ン	8	9モ	
7 ^F ゾ	8ウ	9ス	10イ	11 ^H シ	12オ	
11 ^J メ	12ジ	13リ	14 ^L ニ	15 ^N ン	16 ^P ニ	17 ^R ク
	14ガ	15 ^A ハ	16 ^C シ	17 ^E ギ	18 ^G シ	
16 ^I カ	17 ^K ミ	18 ^M ガ	19 ^O タ	20 ^S オ	21 ^U リ	
	19ナ	20 ^B マ	21 ^D チ	22 ^F ウ	23 ^H ケ	24 ^J イ
22 ^L ダ	23 ^N ウ	24 ^P ン	25 ^R シ	26 ^T ラ	27 ^V タ	28 ^X キ

前回の解答

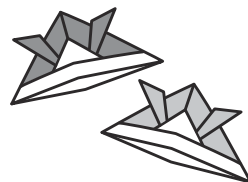
A	B	C	D	E	F	G	H
ハ	ゴ	イ	タ	オ	ゾ	ウ	ニ

137名の方にご応募いただき、ありがとうございました。

正解者133名のうち、5名の方に記念品をお送りいたしました。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただきました個人情報は厳重に保護・管理し、記念品の抽選及び発送として活用する目的以外に使用することはありません。



ライフサポート年金のご案内

年に一度の推進期間が始まります！

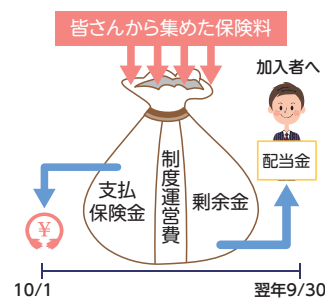
5月14日(火) ~ 6月14日(金)

各所属所に引受会社の推進担当者がお伺いいたします。
ライフサポート年金の詳しい説明やご加入内容をお話できる年に一度の機会ですので、
お見逃しのないようお願いいたします。
推進期間中にご加入・ご変更された方は毎年10月1日から保障が開始します。

ライフサポート年金のしくみ

『ライフサポート年金』は、
一人一人のご加入によって支えられています

- ★組合員同士の保険料で成り立っている助け合いの制度です。
- ★長野県の市町村職員（組合員）のための独自の福利厚生制度です。
- ★1年ごとに生じた剰余金は、配当金としてお支払いしています。



*ライフサポート年金は、1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(退職後継続プラン、重病克服支援プランについては配当金はありません。)*制度内容詳細についてはパンフレットをご一読ください。

加入率・加入者数について

共済組合では、組合員とその配偶者が加入できる独自の福利厚生制度『ライフサポート年金』を実施しており、13,736名*の組合員が加入しています。

※2018年10月1日時点

皆さんに愛されて
26周年!!

加入率*
約50.7%



もっと詳しく知りたい方は

ご不明点がございましたら、
右記連絡先に直接
お問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

引受会社: 明治安田生命保険相互会社
公法人第四部 法人営業第二部
TEL: 03-5289-7590



MY-A-19-LF-003449